

## **宮崎県協同農業普及事業の実施に関する方針**

**令和3年3月  
宮 崎 県**

## 目 次

第1 基本的な考え方	1
1 普及指導員の役割	2
(1) スペシャリスト機能	
(2) コーディネート機能	
第2 普及指導活動の課題と方法に関する基本的事項	2
1 普及指導活動の基本的な課題	2
(1) 人材の育成と支援体制の構築	
1) 次代を担うみやざきアグリプレーヤーの確保育成	
2) 産地サポート機能を有する新たな体制の構築	
(2) みやざきアグリフードチェーンの実現	
1) スマート生産基盤の確立による産地革新	
2) 力強い農業・農村の実現	
3) 次世代に引き継ぐ魅力あふれる農山村づくり	
4) 持続的で安全・安心な農業・農村づくり	
2 普及指導活動方法に関する基本的事項	3
(1) 農業者に対する支援の充実・強化	
1) 普及指導活動の重点化	
2) スマート農業等に関する相談等への対応	
3) 高度かつ専門的な相談窓口としての農業革新支援センターの対応	
4) I C T を活用した普及指導活動の展開	
(2) 公的機関が担うべき分野における取組の強化	
(3) 先進的な農業者等とのパートナーシップの構築	
(4) 関係機関・団体との連携強化	
(5) 試験研究機関等との連携強化	
(6) 民間企業等との連携強化	
(7) 都道府県間の連携	
(8) 普及活動指導計画の策定と評価	
(9) 調査研究の適切な実施	
(10) 農業者等に対する積極的な情報提供	
第3 普及指導員の配置に関する基本的事項	6
1 普及指導員の配置	6
(1) 配置に関する考え方	

2 農業革新支援専門員の配置	6
(1) 配置に関する考え方	
(2) 業務内容	
 第4 普及指導員の資質の向上に関する基本的事項	7
1 人材育成計画	7
2 向上を図るべき資質	7
3 資質向上の方法	7
(1) 人材育成計画に基づく研修の実施	
(2) 他の指導機関との連携	
 第5 農業者研修教育施設における研修教育の充実強化	8
1 研修教育の内容の充実強化等	8
(1) 学生のニーズに応じた研修教育の実施	
(2) 実践力が高まる研修教育の実施	
(3) 指導職員の指導力向上	
(4) 農業者研修教育の高度化	
2 就農支援の取組の推進等	9
(1) 就農支援の取組強化	
(2) 学生や研修生に対する就農への意識付け	
(3) 卒業生へのフォローアップ	
3 農業高校等の生徒への研修機会の提供等	9
4 社会人等への研修機会の提供等	9
(1) 幅広い世代の就農希望者への研修機会の提供	
(2) 新規就農者等の定着を図る取組	
5 県立農業大学校等の学生等以外の就農希望者に対する研修の補完	10
6 先進的な農業者等による外部評価の実施	10
 第6 その他協同農業普及事業の運営	10
1 海外技術協力への対応	10
2 その他	10

## 第1 基本的な考え方

本県の協同農業普及事業（以下「普及事業」という。）は、農業改良助長法（昭和23年法律第165号。以下「法」という。）の規定に基づき、国と協同して専門の職員として普及指導員を置き、農業の持続的な発展及び農村の振興を図ろうとするものであり、昭和23年の協同農業普及事業制度発足以来、防災営農や暖地営農むらづくり、みやざきブランドの確立、食の安全・安心など、本県農業・農村の発展に大きな役割を果たしてきた。

現在、国内は人口減少・少子高齢化の波が押し寄せる中、農業・農村においても、農業従事者の減少や高齢化が進行し、人手不足や生産基盤の脆弱化、農村地域の集落機能の一層の低下が懸念される状況にある。さらにTPP協定や、日米貿易協定に代表されるグローバル化の一層の進展、加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大等、めまぐるしく変化している。

このような中、国においては、令和2年3月に新たな「食料・農業・農村基本計画」を策定し、人口減少が本格化する社会にあっても、食料・農業・農村の持続性を高めながら、農業や食品産業の成長産業化を促進する「産業政策」と、多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」とを車の両輪として各分野の施策を講じ、食料自給率の向上・食料安全保障の確立を図ることとしている。

協同農業普及事業についても、令和2年8月に「協同農業普及事業の運営に関する指針（以下「運営指針」という。）」を改正し、直接農業者に接して支援を行う普及指導員が、技術を核として、農業者と地域の関係者等との結び付きの構築等を通じ、担い手の育成・確保、農業者の所得向上、地域農業の生産・流通面等における革新を総合的に支援する役割を果たすよう、今後の協同農業普及事業の運営の方向性が示されたところである。

また、県では令和3年3月に「第八次宮崎県農業・農村振興長期計画」（以下「八次長期計画」という。）を策定し、10年後の将来像として「持続可能な魅力あるみやざき農業」を実現するため、「農の魅力を産み出す」人材の育成と支援体制の構築、「農の魅力を届ける」みやざきアグリフードチェーン<sup>\*1</sup>の実現」「農の魅力を支える」力強い農業・農村の実現」を3つの視点として掲げ、各種施策を展開するとともに、農業団体等と県との連携強化により、自ら課題を解決できるできる実践力を持った農業者の育成及び産地や農業者の課題に対し的確な支援ができる指導者の育成を一体的に行う支援システム（宮崎方式営農支援体制）を強化しながら、産地力の強化と農業者所得の向上を図る取組を進めることとしている。

このような状況を踏まえ、普及事業が本県農政の重要課題に的確に対応するため、法第7条第8項に基づき「宮崎県協同農業普及事業の実施に関する方針」（以下「実施方針」という。）を改正し、普及指導員が、多様な関係者との密接な連携を図りながら、その職務を通じて、担い手の育成・確保や農業者の所得向上、産地力の強化、及び地域の活性化等、地域農業の総合的な発展を支援する役割を果たすよう、効果的な普及指導活動を展開するものとする。

## 1 普及指導員の役割

協同農業普及事業において、普及指導員（運営指針第3の2の農業革新支援専門員を含む。以下同じ。）は、高度な専門技術・知識によって、地域の課題等に対応する技術体系の構築及び普及や、農業者の経営支援等を行う「スペシャリスト機能」、多様な関係者の有機的な連携体制の構築や地域の合意形成促進等を行う「コーディネート機能」を有している。

また、普及指導員の活動においては、これらの機能を発揮しつつ、担い手の育成・確保、農業者の所得の向上を通じた地域農業の維持・発展に向け、生産・流通面等における革新を総合的に支援するものとする。

### （1）スペシャリスト機能

高度な専門技術・知識によって、地域の課題等に対応する技術体系の構築及び普及や、農業者の経営支援等を行う機能。

### （2）コーディネート機能

生産組織や集落リーダー及び地域内外の関係機関・団体等との間で連携体制を構築し、地域の課題解決のための課題の明確化や合意形成、その対応方策の策定・実施を支援する機能。

## 第2 普及指導活動の課題と方法に関する基本的事項

### 1 普及指導活動の基本的な課題

普及指導活動の基本的な課題は、運営指針に掲げる基本的な課題を踏まえながら八次長期計画に基づき、「人材の育成と支援体制の構築」、「みやざきアグリフードチェーンの実現」、「力強い農業・農村の実現」の3項目とする。

#### （1）人材の育成と支援体制の構築

##### 1) 次代を担うみやざきアグリプレーヤー<sup>※2</sup>の確保育成

担い手の減少が進む中にあっても、持続可能な農業を展開するため、これまでの「担い手（農業経営者）」に雇用人材を加えた人材を「みやざきアグリプレーヤー」と位置づけ、幅広く確保する。

また、農業団体等と連携のもと新規就農支援や普及指導体制を強化しながら、魅力ある「みやざきアグリプレーヤー」を育成し、更にその姿を広く発信することで、職業として多くの人に選ばれる農業へ変革する。

##### 2) 産地サポート機能を有する新たな体制の構築

新規就農者の育成や労働力の調整、技術や農地・施設等の経営資源承継、生産面での連携による地域農業の維持・発展に向けて、JA部会や集落営農組織、法人経営体、生産支援組織等が協力し、農業情報の共有とマッチング等を行う「産地サポート機能」を有する新たな体制を構築する。

## (2) みやざきアグリフードチェーンの実現

### 1) スマート生産基盤<sup>※3</sup>の確立による産地革新

地域の農業・農村を守りながら、稼げる農業を実現するために、スマート農業等による生産性向上や、農地の大区画化や汎用化、畠地かんがいによる生産環境整備、分業生産体制の構築によって、効率的で持続的なスマート生産基盤を構築する。

また、宮崎の強みを發揮できる推進品目の絞り込みや、周年供給体制の構築に加え、産地加工機能の強化や出荷予測など生産情報の見える化により、多様なニーズに適応した産地振興を推進する。

## (3) 力強い農業・農村の実現

### 1) 次世代に引き継ぐ魅力あふれる農山村づくり

集落の話し合いで将来像となる集落ビジョンを策定したうえで、農村集落の多様な人材が経験を生かし、集落運営に積極的に参画することで、基幹産業である農業を活性化するとともに、他の産業と組み合わせた所得・雇用の確保を図ることで、賑わいのある魅力あふれる農山村づくりを推進する。

また、農山村の魅力を国内外に発信し、受け入れ体制を構築することで移住者や関係人口の創出を図る。

### 2) 持続的で安全・安心な農業・農村づくり

本県農業が持続的に発展するため、エネルギー・飼料生産分野での耕畜連携に加え、強靭な生産基盤、家畜・植物防疫、農業セーフティーネット、情報発信等により、あらゆるリスクに備える新防災営農を構築するとともに、環境に優しい農業を展開し、持続的で安全・安心な農業・農村を実現する。

## 2 普及指導活動方法に関する基本的事項

運営指針第2の2の1に掲げる「重点化すべき課題に対応した取組の推進方向」も踏まえながら、さらに、普及指導活動を効果的かつ効率的に実施するため、次の事項に留意する。

### (1) 農業者に対する支援の充実・強化

#### 1) 普及指導活動の重点化

普及指導活動の対象は、地域の実情に応じて、認定農業者等の経営改善に意欲的な農業者、法人化等への発展を目指す集落営農組織、認定新規就農者等、10年後を見据え地域農業を牽引する農業経営者や組織、産地の維持・強化に必要な組織（以下「普及支援対象」という。）とする。普及指導員は、普及指導活動の基本的な課題に即し、主体的に取り組むべき地域課題を明確にしたうえで、取組の必要性及び緊急性等を考慮し、普及支援対象や関係機関・団体とのコンセンサスを得て普及指導活動計画を作成し、支援の重点化を図る。

## 2) スマート農業等に関する相談等への対応

普及指導員は、スマート農業等に関する相談や現場実装に向けた支援等に対応するため、試験研究機関や民間企業等と連携し、必要な情報を収集・整理する。さらに、集めた情報や支援等を通じて得られた知見・情報により、農業者等の課題解決に向けた的確な支援を行う。

## 3) 高度かつ専門的な相談窓口としての農業革新支援センターの対応

先進的な農業者の高度かつ専門的な技術や経営に関する相談等に対応するため、営農相談窓口として、運営指針第3の2に規定する農業革新支援専門員による研究開発への参画、都道府県間の連携及び支援体制の整備を図る。

## 4) I C T を活用した普及指導活動の展開

普及指導活動における I C T の活用は、携帯端末機器等の現地活動への携行による即時の情報提供に加え、普及組織内や関係機関・団体、農業者等とのデータの交換・共有等による普及指導活動の効率化・高度化、さらには、新型コロナウイルス感染症に対応した普及指導活動の展開が期待されている。

このため、情報セキュリティを確保しながら、I C T の積極的な導入と、これを活用した普及指導活動を展開する。

### (2) 公的機関が担うべき分野における取組の強化

公的機関が担うべき分野として、食料の安定供給や農業・農村の振興や多面的機能の発揮に必要となる地域農業全体の維持・発展を目的とする活動（地域農業の技術革新の推進、地域の合意形成支援、新規就農者の確保、女性農業者の活躍推進、鳥獣被害対策、地球温暖化対策、自然災害への対応等）について、現場の実情を踏まえて取組を強化する。

さらに、地域農業の発展に向け、課題解決のためのビジョンを持ち、市町村、地域の農業団体、民間企業、試験研究機関、教育機関、先進的な農業者、外部有識者等の多様な関係者・機関をコーディネートする役割を果たす。

### (3) 先進的な農業者等とのパートナーシップの構築

先進的な農業者や生産者組織等の地域リーダーとの意見・情報交換を密にし、新規就農者の育成や農業者等が持つ先進的技術の普及、実証ほの設置等による地域モデルの育成などにあたって、これら先進的な農業者等との協働に努める。

また、将来の地域リーダー等の育成に努める。

### (4) 関係機関・団体との連携強化

普及指導活動において、地域の課題を解決するためのコーディネート機能等を発揮するためには、農業者に関する豊富な情報を有する農業協同組合等の関係機関・団体との連携が必要不可欠である。

このため、宮崎方式営農支援体制の強化や、関係機関・団体で構成する農業普及事業推進協議会の円滑な運営により、連携強化に努める。

#### (5) 試験研究機関等との連携強化

普及指導活動の実施に当たっては、県の試験研究機関や県立農業大学校との密接な連携により一体的な取組に努める。

特に、試験研究機関からの技術情報や課題解決策の提供は普及指導活動に欠かせないものであると同時に、普及指導活動で得られた現場課題を研究開発に反映させるためにも、普及指導活動と研究開発の一体的な取組は重要である。農業革新支援専門員をはじめとする普及指導員は、日頃から現場課題、技術の改善すべき点、ニーズの把握等に努め、これらを踏まえ、より実用性の高い技術の開発に向け、試験研究機関に対して積極的に情報提供し、意見交換に努める。

また、試験研究機関が現場での実証試験や農業者に対する技術指導を行う際には、積極的に参画し、最新の農業技術情報についての知見を得るとともに、当該現場実証等の効果的な推進や有益な成果の普及に努める。

#### (6) 民間企業等との連携強化

税務、会計・経理、労務管理、農畜産物加工、マーケティング、ＩＣＴ、高度な機械化技術等、民間企業等から農業者に対して知見が提供される分野では、提供された知見を積極的に活用する。その際、普及指導員は、民間企業等の関係者が求められる役割や強みを発揮できるよう、地域農業に係る幅広い知識に基づき、関係者の役割分担を明確にして活動に取り組む。加えて、民間企業等と農業者や関係機関・団体等とのコーディネートを含め、各個別分野にとどまらず取組全体の総括・点検等を行う。

#### (7) 都道府県間の連携

都道府県間の普及指導員による相互の技術協力については、県域をまたがる共通課題について、技術情報の取り扱い等に注意した上で、農業革新支援専門員ネットワーク会議等を通じた連携活動や情報の共有化を行う。

#### (8) 普及活動指導計画の策定と評価

普及指導活動計画は、八次長期計画に基づき、普及指導活動の目標や普及支援対象、活動方法、活動に要する普及指導員の配置及び関係機関の役割分担等の活動体制を記載するものとし、5年間の基本計画及び年度毎の年度計画を策定する。

計画策定に当たっては、普及指導員における内部検討を行うとともに、関係機関・団体を交えた課題抽出検討や合意形成を経た上で策定するものとする。なお、課題の選定やその対象区域については、地域の実情に応じて設定するも

のとする。

また、県域あるいは複数の普及センターをまたがる広域的な重要課題については、「広域プロジェクト（運営指針第2の2に規定する重点プロジェクト）」を設定し、関係普及指導員で十分な連携を図る。

普及指導活動の評価にあたっては、普及指導活動の具体的な方法とその成果等を実績として取りまとめ、必要性や有効性、効率性等の観点から農業者の代表や多様な関係者等を含めた委員による外部評価を実施し、その結果を公表するものとする。

普及指導活動の実績とその評価は、その後の普及指導活動がより効果的かつ効率的に行われるよう次年度以降の普及指導活動計画の策定や具体的な普及指導活動の見直しに活用する。

#### (9) 調査研究の適切な実施

普及指導員は、調査研究等の取組を普及指導活動の充実強化及び普及指導員の資質向上に有効に活用するとともに、その成果発表や共通課題の検討、情報交換等の研究会活動の充実に努める。

#### (10) 農業者等に対する積極的な情報提供

普及指導活動及び調査研究活動を通して把握した現地情報やデータ、関係機関・団体と共有化した情報などの各種情報を、農業者等が効率的に活用できるようデータベース化して蓄積し、農政水産部のホームページ「宮崎県農業・水産業ナビ～ひなたMAFiN～」等を活用しながら提供する。また、消費者に対しては、必要に応じ農業に対する理解促進のための情報提供に努める。

### 第3 普及指導員の配置に関する基本的事項

#### 1 普及指導員の配置

##### (1) 配置に関する考え方

地域における普及指導活動を実施するため、活動拠点及び地域における総合的な営農相談窓口として、法で規定する「普及指導センター」として農業改良普及センター（以下「普及センター」という。）を8か所（うち2か所に駐在所各1）設置し、普及指導員を西臼杵支庁及び各農林振興局に配置する。

その配置については、農業者の高度かつ多様なニーズに応えられるような組織体制のもと、横断的な地域課題に対しては、専門を超えたプロジェクトチーム編成による品目横断的な活動が行える体制構築に努める。

#### 2 農業革新支援専門員の配置

##### (1) 配置に関する考え方

普及指導員のうち高度な専門性や経験等を有し、各分野の普及指導活動を総括し、国及び都道府県レベルの関係機関・団体等との調整能力に優れた普及指

専員（以下「専技」という。）を総合農業試験場内に設置した専門技術センター及び鳥獣被害対策支援センターに配置する。

なお、本県の専技は、運営指針第3の2に規定する「農業革新支援専門員」とし、専門技術センターは、同方針第5に規定する「農業革新支援センター」とする。

## （2）業務内容

専技は、県内全域を管轄区域として、主要な農政分野・技術分野ごとに、次に掲げる業務を行うものとする。

- 1) 普及指導員の資質向上、普及方法の高度化
- 2) 普及指導活動の総合的な企画立案・総括・調整・指導
- 3) 試験研究、教育、行政及び関係機関・団体との連携
- 4) 広域プロジェクトの企画・調整・指導
- 5) 調査研究の実施及び企画調整
- 6) 研究開発への参画、政策課題への対応
- 7) 先進的農業者等からの高度かつ専門的な相談への対応
- 8) 都道府県間の連携

## 第4 普及指導員の資質の向上に関する基本的事項

### 1 人材育成計画

普及指導員は、農業分野における技術革新や農業者の高度かつ多様なニーズ及び地域農業が抱える課題に的確に対応できるよう、普及指導員の目指すべき人材像、求められる資質、人材育成に向けた取組方針及びその推進体制等を定めた「宮崎県普及指導員等人材育成計画（以下「人材育成計画」という。）」に基づき、必要な資質の向上を図る。

### 2 向上を図るべき資質

普及指導員は求められる機能を發揮するため、農業及びその経営に関する高度な技術及び知識、地域農業における課題の明確化と課題解決への支援に関する技術及び知識、普及指導活動の手法（新技術導入・普及を図る手法、多様な農業者に接しコミュニケーションを図る手法、地域内外の幅広い関係者と連携を構築する手法及び地域農業について将来の展望に基づいた戦略を立案する手法等）を習得することにより資質向上を図るものとする。

また、農業者に対する的確な情報提供及びマーケティングや知的財産などに関する支援を行うため、これらに必要な技術や知識の習得を図るものとする。

### 3 資質向上の方法

#### （1）人材育成計画に基づく研修の実施

普及指導員の資質向上にあたっては、「人材育成計画」に基づき、職務経験年

数並びに技術及び知識の修得状況に応じた継続的な研修を計画的に実施する。

研修の実施にあたっては、ＩＣＴ等も活用しつつ各種集合研修及びＯＪＴ等を行うほか国等が行う研修を有効に活用し、専技の役割を担うことができる人材が育成されるよう配慮するものとする。

## (2) 他の指導機関との連携

研修実施にあたっては、農業協同組合等他の指導機関との連携を図りながら、それぞれの特性を活かした役割分担に基づく一体的かつ体系的な研修体制の整備を図る。

# 第5 農業者研修教育施設における研修教育の充実強化

## 1 研修教育の内容の充実強化等

県立農業大学校及び農業総合研修センター（以下「県立農業大学校等」という。）における研修教育は、実践的な農業の技術力と経営力を備え、効率的かつ安定的な農業経営を行い、即戦力として活躍できる農業者を育成するため、必要な取組を行うこととする。特に、令和2年度から、県立農業大学校において農業の先進技術等を学ぶ場を「みやざきアグリビジネス創生塾」と位置づけ、学生のみならず農業者、営農指導員等の農業技術者にも門戸を広げ、体系的なカリキュラムの実施により、研修教育機能を充実する。

## (1) 学生のニーズに応じた研修教育の実施

県立農業大学校の入学生は非農家出身者や非農業系高校卒業者、県外者が増加とともに卒業後雇用就農する学生が増加していること、また、みやざき農業実践塾の研修生についても年齢、経歴等が多様化していることを踏まえ、学生や研修生のニーズやレベルに応じた研修教育を実施するとともに、大型特殊免許を始め就農後に必要となる資格の取得の機会を提供する。

## (2) 実践力が高まる研修教育の実施

先進的な農業経営者等による出前授業、長期現場実習、農業法人や民間企業、試験研究機関等の先端的な機械等を活用したチャレンジファーム等におけるスマート農業技術に関する研修及び実習、生産計画から販売までを体験する「アグリカレッジひなた」、国際的に通用する農業生産行程管理の実践等の就農後の実践力が高まる研修教育手法を一層充実させるとともに、そのための施設・設備等の整備を進める。

## (3) 指導職員の指導力向上

指導職員の指導力向上のための研修計画の下で体系的な研修を実施し、当該計画の評価を行いながら指導職員の資質向上を図る。また、民間の農業経営者教育機関や他産業の経営知識・経験を有する者と連携し、経営関連科目の教育

水準の向上に努めるとともに、先進的な農業経営者や他産業の経営者、財務・会計の専門家等の外部講師の活用をさらに進める。

#### (4) 農業者研修教育の高度化

県立農業大学校は、専修学校として研修教育施設としての一層の高度化を進めるとともに、みやざき農業実践塾をはじめとした農業総合研修センターにおけるリカレント研修のさらなる充実を図る。

### 2 就農支援の取組の推進等

#### (1) 就農支援の取組強化

県立農業大学校等は、卒業後に就農する学生等を増加させるために、指導職員や就農コーディネーターによる就農相談等を行うとともに、普及センターや関係機関との連携を一層緊密にし、就農支援の取組を強化する。特に、今後、農業法人等への雇用就農の増加が見込まれることから、農業法人等に関する就農情報の体系的な収集・提供、学生と農業法人等とのマッチングを充実する。

#### (2) 学生や研修生に対する就農への意識付け

学生や研修生に対して、就学初期から定期的な就農相談、先進農家等におけるインターンシップや交流等を通じて就農への意識付けを行う。

#### (3) 卒業生へのフォローアップ

就農の促進や地域での就農後の定着が図られるよう、普及センターや関係機関等と連携・役割分担の下、卒業生の定期的なフォローアップを行い、卒業生の状況に応じた支援等を実施する。

### 3 農業高校等の生徒への研修機会の提供等

県立農業大学校は、農業高校や普通高校等（以下「農業高校等」という。）の生徒へ農業の魅力を伝え、将来的に農業を職業として選択する人材を育成するため、普及指導員や農業高校等と連携し、農業高校等の生徒に対する高度な研修機会の提供、先進農家や農業法人の見学、講演を受ける機会の提供、学校農業クラブ活動の支援等の取組を促進する。

併せて、これらの活動を円滑に進めるとともに相互の指導力向上を図るため、指導職員と農業高校等教職員との交流・連携強化に努める。

### 4 社会人等への研修機会の提供等

県立農業大学校等は、幅広い世代の就農希望者や新規就農者等が、栽培、病害虫、土壤・肥料、スマート農業、GAP等の農業技術や大型特殊免許をはじめ、就農後に必要となる資格の取得、簿記、マーケティング、労務管理等の農業経営に係る研修を受けられるよう研修の機会を提供する。

#### (1) 幅広い世代の就農希望者への研修機会の提供

学生以外の、社会人を含む幅広い世代の就農希望者が、技術や知識を体系的に習得できるよう、農業大学校における「みやざきアグリビジネス創生塾」や農業総合研修センターにおけるリカレント研修、みやざき農業実践塾において研修の機会を提供する。

#### (2) 新規就農者等の定着を図る取組

新規就農者の定着を図るため、新規就農者の相談・支援等に係る情報の関係機関における共有、技術向上等のキャリアアップ、経営発展を目的として経営管理能力等の向上を支援する研修の実施、大型特殊免許をはじめ、必要となる資格取得等の機会提供などを、関係機関等と連携・役割分担の上、実施する。

### 5 県立農業大学校等の学生等以外の就農希望者に対する研修の補完

先進的な農業者や農業法人、農業団体等による就農トレーニング施設等の農業大学校等以外の場で研修を受けている者が、農業大学校等において補完的に研修を受けることを希望する場合には、普及センターや関係団体等と検討を行い、必要に応じて研修の機会を提供する。

### 6 先進的な農業者等による外部評価の実施

外部評価は、原則として農業大学校の農学科及び畜産学科で実施する研修教育のコース（教育課程）を対象とし、就農者の増加や農業者の経営発展に資する研修教育について、先進的な農業者、卒業者、関係機関等を含む委員による評価を行う。また、県立農業大学校のPRや募集活動、就農支援活動、指導職員の資質向上の取組等についても評価を行う。

外部評価の結果は翌年以降の教育計画に反映し、研修教育の内容等の改善を行う。

なお、外部評価の実施方法については、「専修学校における学校評価ガイドライン」（平成25年3月文部科学省生涯学習局まとめ）も参考にする。

## 第6 その他協同農業普及事業の運営

### 1 海外技術協力への対応

諸外国からの普及事業関係職員の研修等への協力に努める。

### 2 その他

県は農業情勢の変化、農業政策の動向、普及指導活動の実態等を踏まえ、実情に即した普及事業の見直しに取り組む。

**【用語説明（第八次宮崎県農業・農村振興長期計画より抜粋）】**

**※1 アグリフードチェーン**

生産から消費にかかる供給連鎖（サプライチェーン）への積極的な情報技術の導入による最適化に加え、本県農産物の価値や生産者の思いを消費者まで届ける仕組み。

**※2 みやざきアグリプレーヤー**

担い手（農業経営者）に農業法人等の雇用人材を加えた、農業に携わる多様な人材に対する造語。

**※3 スマート生産基盤**

技術・生産環境・生産体制によって最適化した農業生産基盤を意味する造語。



